

スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会

議事の取扱いについて

1 会議について

本検討会の会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他座長が必要を認める場合については、非公開とする。

2 会議で使用した資料について

本検討会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他座長が必要を認める場合については、非公開とする。

3 議事要旨について

本検討会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。